

令和3年 No25

○東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

令和3年度から新たな体制により機構の事業を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年3月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第13号

東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程（平成27年規程第5号）の一部について、別紙新旧  
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程の一部改正について

改正理由：令和3年度から新たな体制により機構の事業を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>研究を所掌する副学長</u></li> <li>(2) <u>教育を所掌する副学長</u></li> <li>(3) <u>附属学校を所掌する副学長</u></li> <li>(4) <u>事務局長</u></li> <li>(5) プロジェクトリーダー</li> <li>(6) 部長</li> <li>(7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (機構長等)</li> </ol> <p>第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、<u>機構長は前条第1号の構成員をもって充て、副機構長は前条第2号の構成員をもって充てる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 機構長は、機構を統括し、これを代表する。</li> <li>3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。</li> </ol> <p>[省略]</p> <p>附 則 この規程は、平成27年2月25日から施行し、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>[省略]</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規程は、令和3年3月25日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>学長</u></li> <li>(2) <u>副学長</u></li> <li>(3) <u>学系長</u></li> <li>(4) <u>附属学校運営部長</u></li> <li>(5) プロジェクトリーダー</li> <li>(6) 部長</li> <li>(7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (機構長等)</li> </ol> <p>第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、<u>機構長は学長をもって充て、副機構長は研究を所掌する副学長をもって充てる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 機構長は、機構を統括し、これを代表する。</li> <li>3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。</li> </ol> <p>[省略]</p> <p>附 則 この規程は、平成27年2月25日から施行し、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>[省略]</p>